

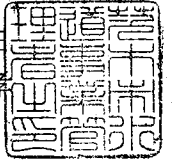
茨木市水道事業公告第1号

茨木市水道部営業課窓口・料金徴収業務等包括委託に係るプロポーザル公告について

茨木市水道部営業課窓口・料金徴収業務等包括委託について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和6年8月13日

茨木市水道事業管理者 福岡 俊孝



1 業務概要

- (1) 業務名 茨木市水道部営業課窓口・料金徴収業務等包括委託
- (2) 業務内容 詳細は、茨木市水道部営業課窓口・料金徴収業務等包括委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）に示すとおりとする。
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、業務委託の開始日は令和7年4月1日とし、契約締結日から令和7年3月31日までは移行準備期間とする。

2 当該業務の予算額等

514,824,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市水道部の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市水道部物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市水道部建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市水道部建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 単独の法人（会社及び各種法人を含む。）であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) その他法令違反など社会的信用を損なう行為により、ふさわしくないと本市水

道部が認める者でないこと。

(7) 給水人口10万人以上の水道事業体で業務仕様書第1章(6)に掲げる、

- ① 量水器検針業務
- ② 受付等業務
- ③ 開閉栓業務
- ④ 調定業務、請求業務、収納業務
- ⑤ 債権管理業務

以上の5種類の業務のうち、⑤を含む3種類以上について、過去10年以内に受託実績を有する者であること。なお、受託実績は法人単独あるいは共同企業体のいずれの実績であっても可とする。

(8) 将来に渡り、安定して業務を行い得る経営基盤を有していること。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

「茨木市水道部営業課窓口・料金徴収業務等包括委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）」のとおり

5 日程

質問期限	令和6年8月23日（金）
質問に対する回答	令和6年8月28日（水）
参加申込期間※	令和6年8月13日（火）午前9時から 令和6年9月6日（金）午後5時まで（厳守）
参加資格審査結果通知	令和6年9月18日（水）
企画提案書提出期間※	令和6年9月19日（木）午前9時から 令和6年10月18日（金）午後5時まで（厳守）
第1次結果通知	令和6年10月24日（木）
第2次審査	令和6年11月中旬
審査結果通知	令和6年11月29日（金）
契約締結	令和6年12月下旬
業務開始	令和7年4月1日（火）

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

6 担当部署

茨木市 水道部営業課 担当 杉林 石橋

TEL 072(620)1691（直通）

E-mail : suidoeigyo@city.ibaraki.lg.jp

【住所】

福祉文化会館 567-0888 茨木市駅前四丁目7番55号

合同庁舎 567-0885 茨木市東中条町2番13号(令和6年9月24日以降)

※令和6年9月24日以降事務室が合同庁舎へ移転しますのでご注意ください。